

平成28年6月22日

くるみん認定通知書交付式を実施しました！ (基準適合一般事業主認定)

医療法人祐里会姉川病院 (所在地：諫早市 業種：医療・福祉業)

長崎労働局(局長 大塚 崇史)は、次世代育成支援対策推進法(次世代法)に基づき、平成28年6月8日に「医療法人祐里会姉川病院」(理事長 姉川 和生)を子育てサポート企業として認定(くるみん認定)しました。



医療法人祐里会姉川病院
課長 後田 様 事務長 折田 様
大塚 長崎労働局長
大庭 雇用環境・均等室長

医療法人祐里会姉川病院の取組の概要

認定企業（医療法人祐里会姉川病院）の概要

所在地 諫早市
労働者数 208人（男性60人、女性148人）
事業内容 医療福祉業

行動計画に基づく取組内容

（計画期間 平成26年4月1日～平成28年3月31日）

- 1 子どもの出生時に父親が取得できる休暇制度を導入したことを周知する
- 2 小学校入学前までの子どもを育てる職員の所定外労働を免除することを周知する
- 3 年次有給休暇の計画的付与制度を導入したことを周知する

企業からの一言

行動計画策定に当たって工夫した点

職員にわかりやすく、また、実情に即した取り組みを検討した。

職員の子育てと仕事の両立を事業所全体で支援する計画を具体化し、達成しやすい目標を設定することで、働きやすい職場環境の整備に努めた。

行動計画策定・実施の効果

全職員に周知することで、安心して就労できる環境づくりにつながり、事業所の制度として設けたことで、職場同僚への過度の遠慮がなくなかった。

子育てと仕事の両立につながった。

子の看護休暇を取得した男性従業員の声

男性が育児のために休暇を取得するということが、日本の文化ではなかなか受け入れられにくい雰囲気があり、休暇取得の申し出に躊躇するところがあったが、職場の制度として就業規則にも明記されたことで、配偶者の負担軽減を図ることと、安心して子育てに携わることができた。

子の看護休暇を取得した男性従業員の上司の声

休暇を認めたいという気持ちはあったものの、職員ごとに休暇取得のバラつきが生じたり、休暇取得を勧めることに気後れすることなどがあったが、事業所の制度として確立したことで、労務のスムーズな管理につながった。

* 一般事業主行動計画の策定については、こちらをご覧ください。

<http://www.mhlw.go.jp/general/seido/koyou/jisedai/>

* 次世代法に基づく「くるみん認定」については、こちらをご覧ください。

一般事業主行動計画の計画期間が、平成 27 年 3 月 31 日までに終了する場合は、旧認定基準が適用されます。

計画期間が、平成 27 年 4 月 1 日をまたぐ場合は、旧認定基準または新認定基準のいずれによっても申請できます。

計画期間が、平成 27 年 4 月 1 日以降に開始する場合は、新認定基準が適用されます。

・旧認定基準

<http://nagasaki-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/library/nagasaki-roudoukyoku/kinto/201507/siryu-2.pdf>

・新認定基準

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-Koyoukintoujidoukateikyoku/0000074917.pdf>

* 次世代法に基づく「プラチナくるみん認定」については、こちらをご覧ください。

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-Koyoukintoujidoukateikyoku/0000074918.pdf>

* くるみんマーク認定企業に対する税制優遇措置については、こちらをご覧ください。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000082765.html/>

この記事についてのお問い合わせ及び一般事業主行動計画、くるみんの認定については、
長崎労働局雇用環境・均等室 電話 095(801)0050

